

亀山市告示第 1 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機により交付する証明書等に係る手数料の収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 1 月 8 日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 委託した私人の所在地及び名称

所在地 東京都千代田区一番町 25 番地

名称 地方公共団体情報システム機構

2 委託期間

令和 2 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日まで

3 委託した収納の事務の範囲

住民票の写し、戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書及び課税証明書の交付手数料の収納の事務

4 収納の事務を行う期間

令和 2 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日まで